

金融リテラシー・ベーシック・セミナー

『金融と金融商品の基礎知識』



株式会社コンシリウス

「お金の寺子屋」

生活を設計する

第1部 家計と生活設計の基礎知識

第2部 生活のリスクと保険

第3部 ライフプランと住宅

資産をつくる

第4部 金融と金融商品の基礎知識

第5部 金融経済と資産運用

第6部 NISAとDC

Index

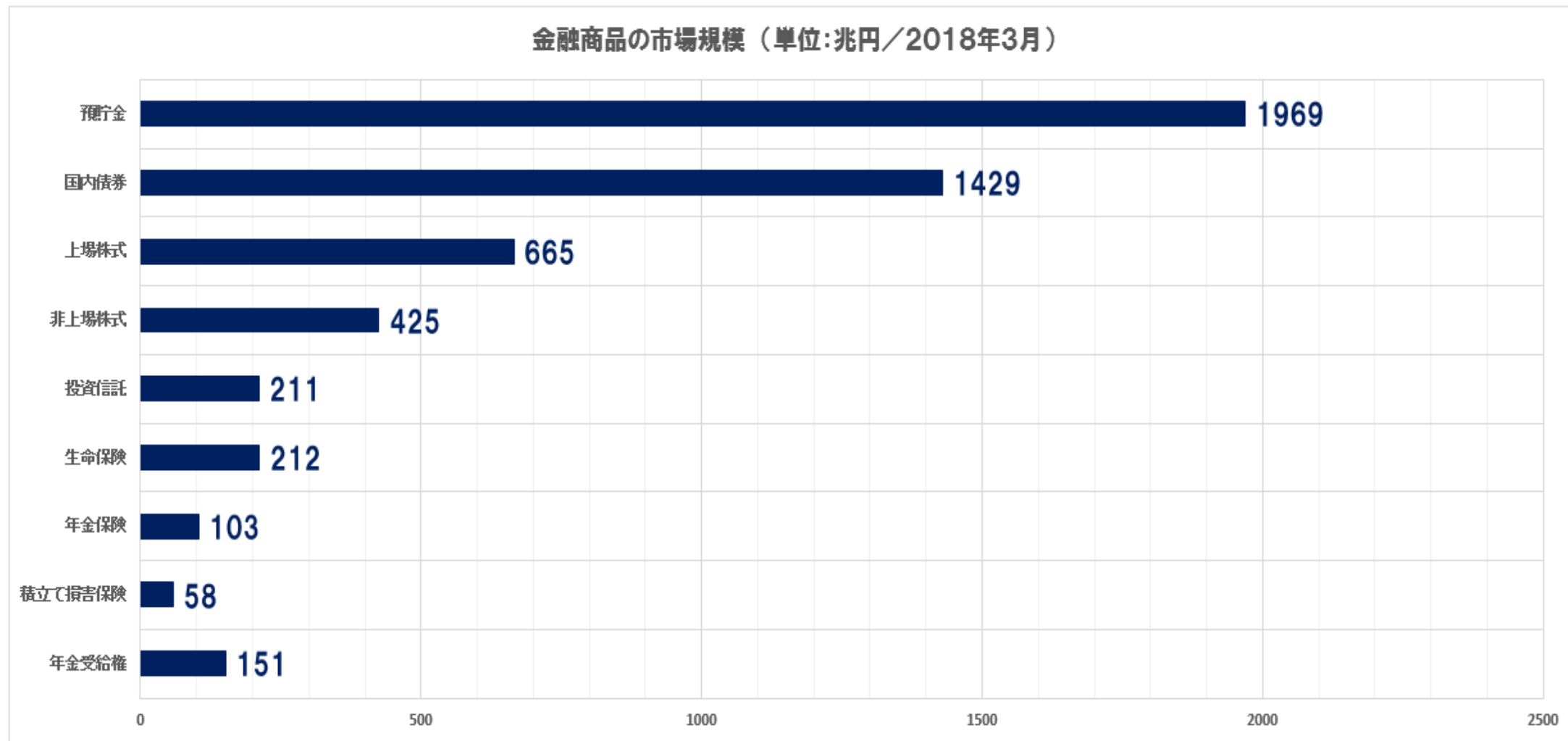
- 1. 金融商品と市場規模**
- 2. 金融とは**
- 3. 金融機関の分類**
- 4. 金融取引に関する注意事項**
- 5. 債券の基礎知識**
- 6. 株式の基礎知識**
- 7. 投資信託の基礎知識**

1. 金融商品と市場規模

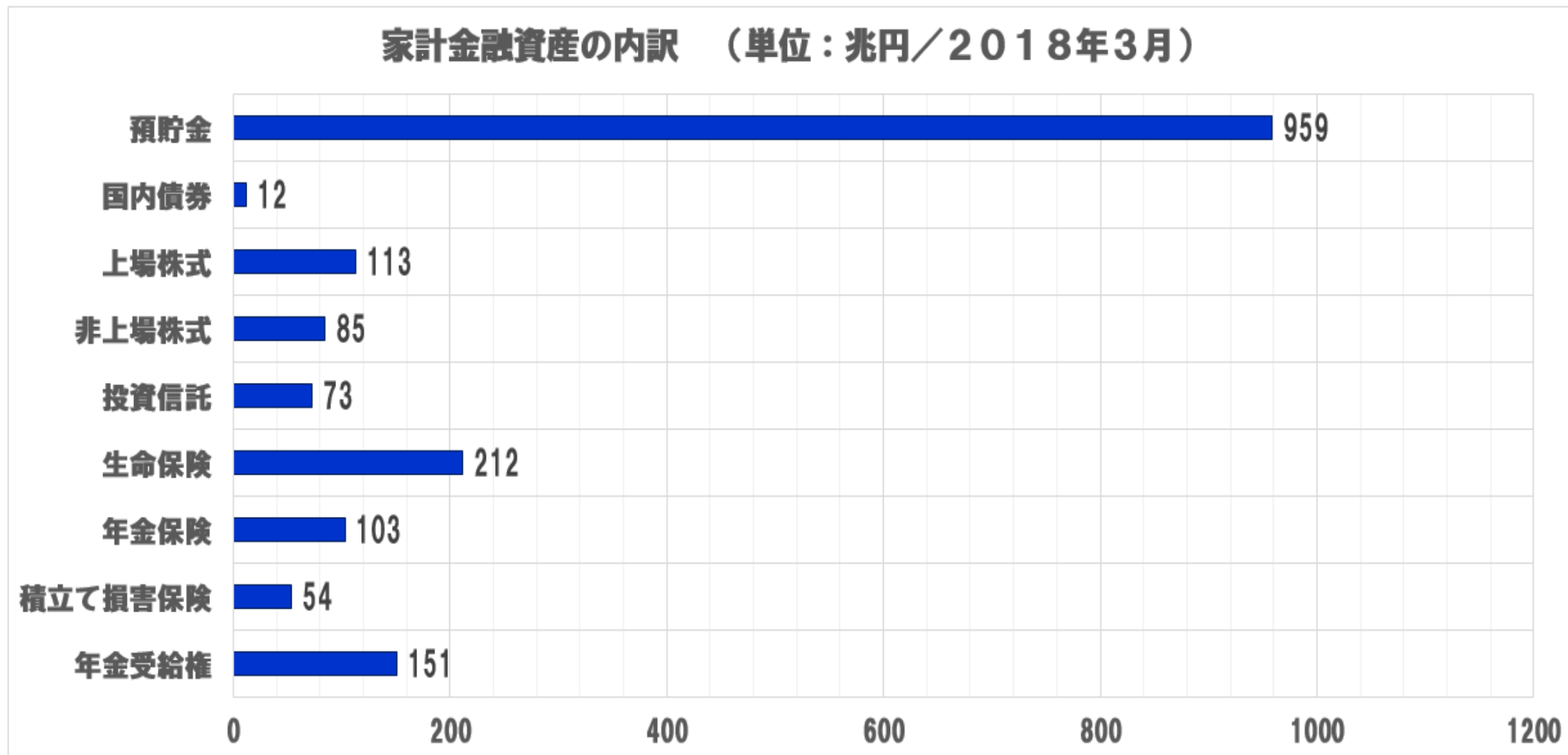
金融商品

		主な商品
預貯金	預貯金	普通預金、定期預金、外貨預金、仕組み預金
有価証券	債券	国債、地方債、事業債、外債、仕組み債
	株式	国内株式、外国株式
	投資信託	公社債投信、株式投信、外国投信、上場投信、不動産投信／ファンドラップ
信託	(信託財産での分類)	金銭信託(合同運用指定、実績配当型指定)、不動産信託、包括信託
	(信託目的での分類)	年金信託、遺言代用信託、特定贈与信託
生命保険	死亡保険	終身保険
	年金(生存)保険	定額年金保険、変額年金保険
	生死混合保険	養老保険

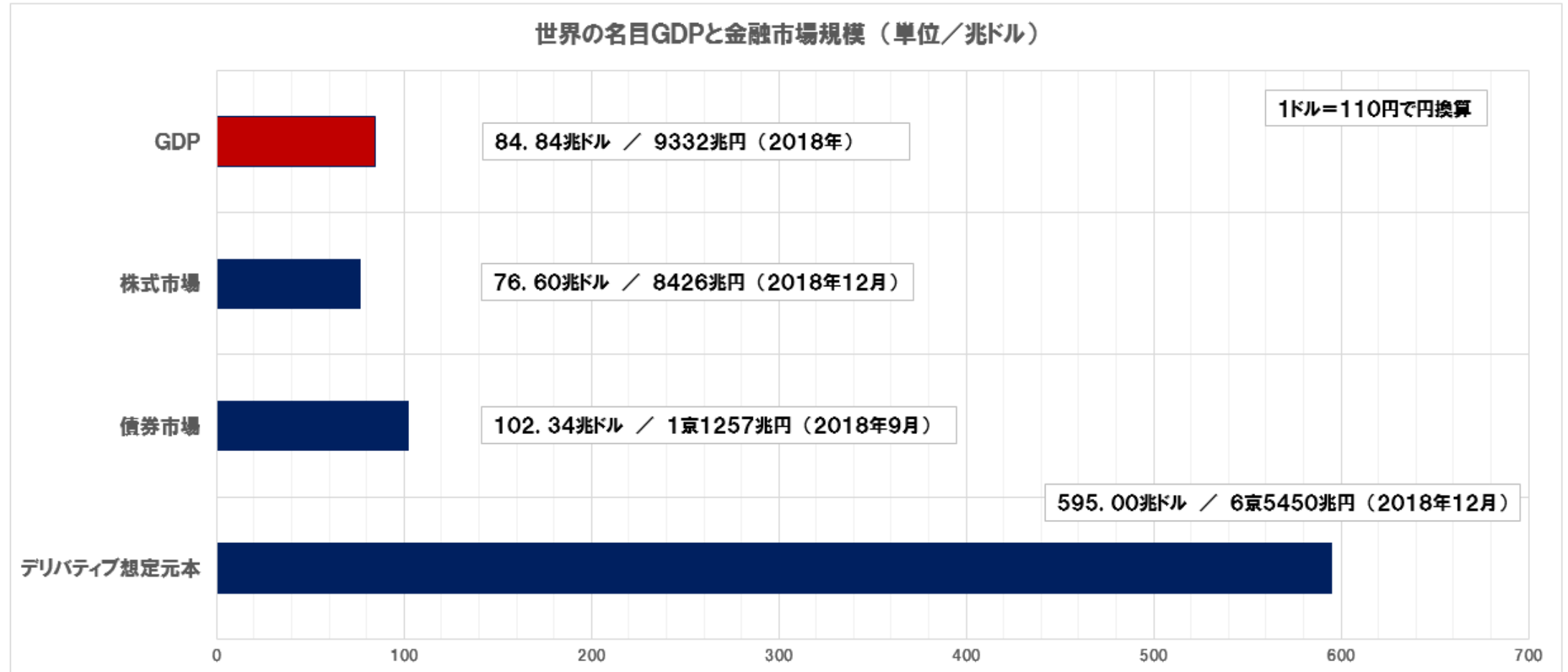
金融商品などの市場規模



家計の保有する金融商品

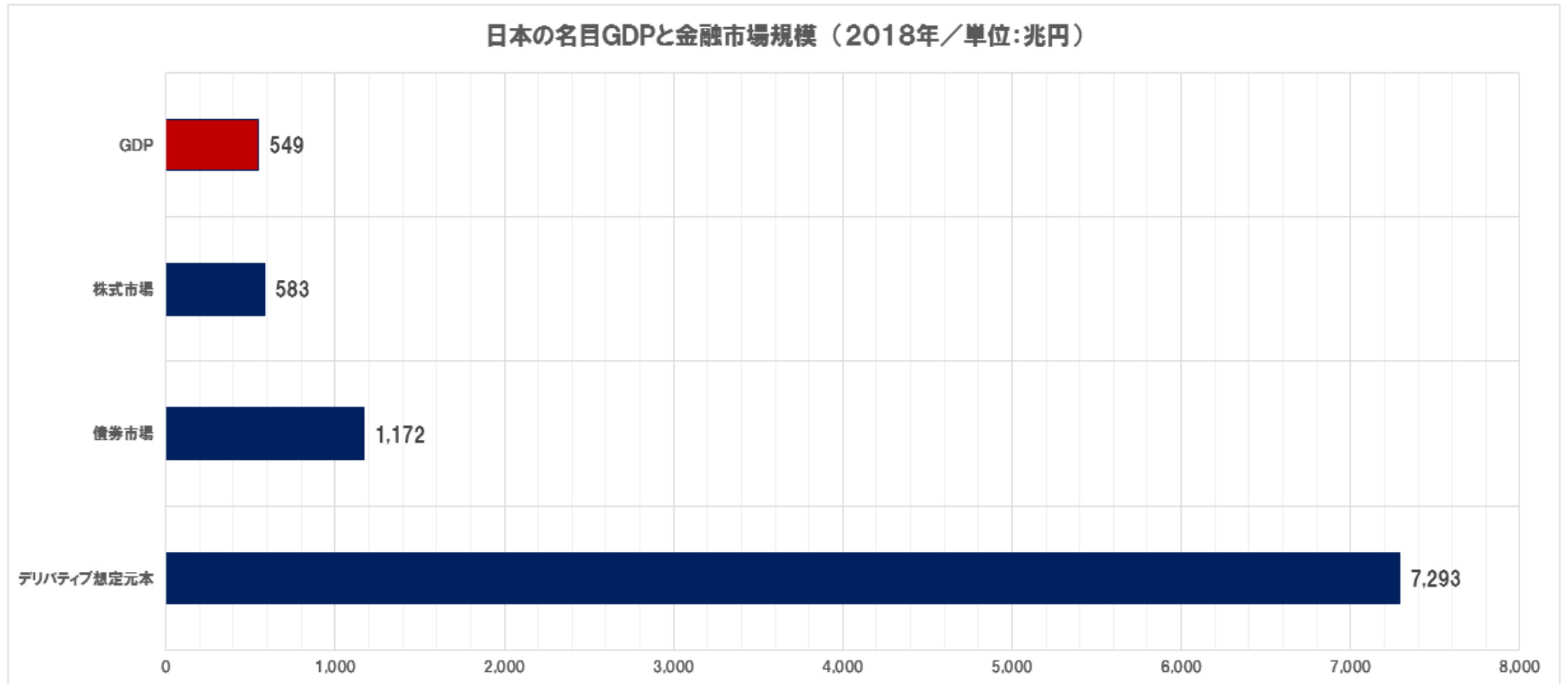


金融市場は実体経済の規模をはるかに上回る



データ:IMF、BIS、WFE

日本はその傾向がさらに顕著



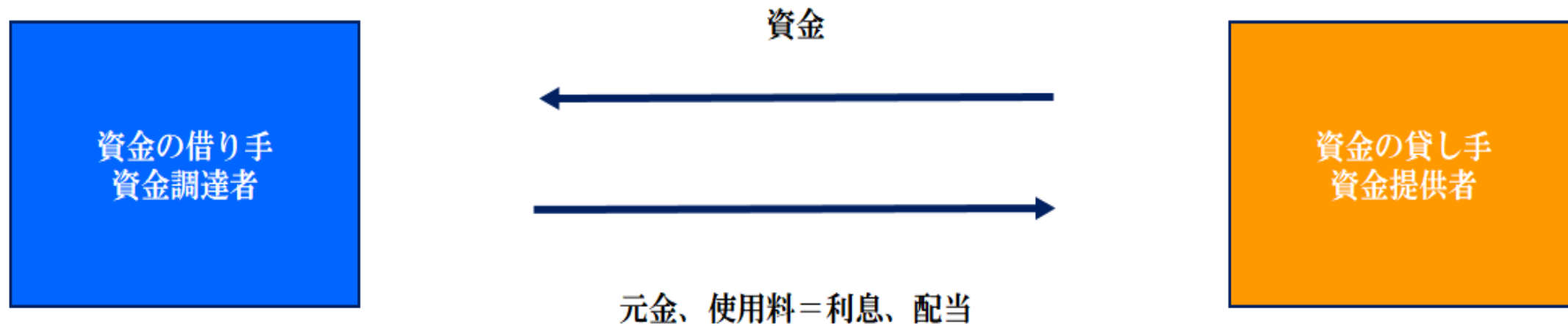
データ: IMF、BIS、WFE

2. 金融とは

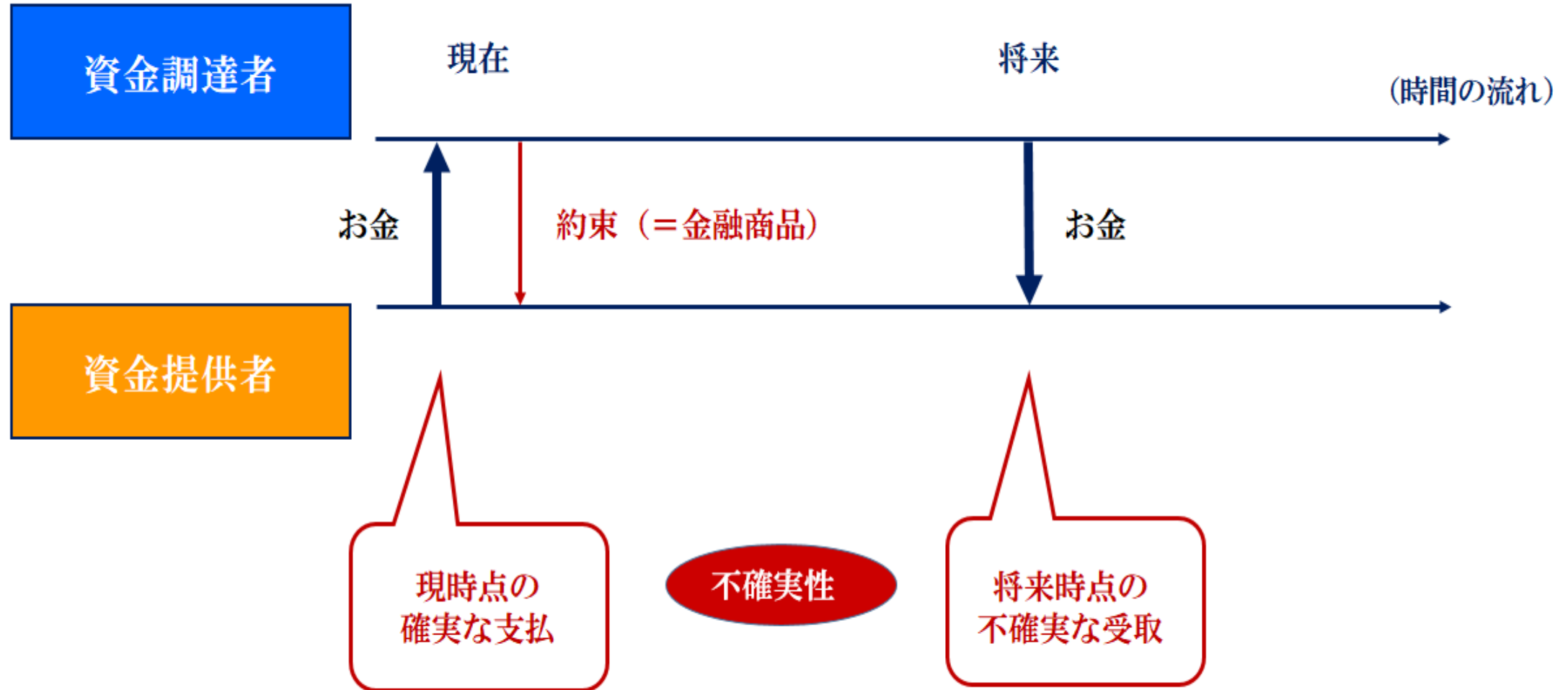
金融とは

資金余剰の人が、資金不足の人にお金を融通すること

資金調達者の信用力（返済する能力）の見極めが重要



金融取引と金融商品



資金の調達方法

○B/S（バランスシート、貸借対照表）は、ある時点の財政状態を表したもの

借方：お金が何になっているか 貸方：どのようにお金を調達したか



資産の部		負債の部	
現金預金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	長期借入金	×××
建物・構築物	×××	社債	×××
土地	×××	純資産の部	
		資本金	×××
		資本準備金	×××



銀行借入による調達



債券の発行による調達
(債券＝借用証書)

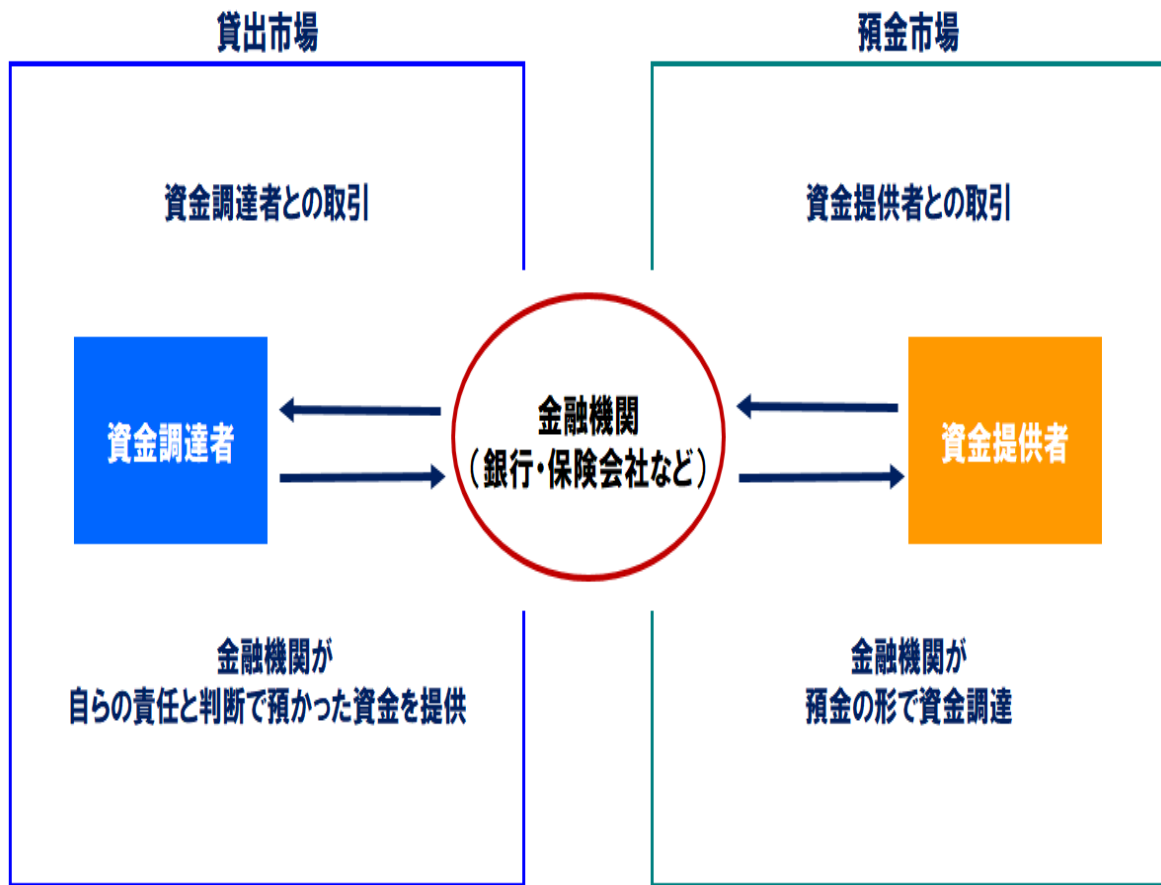


株式の発行による調達
(株式＝出資の持分)

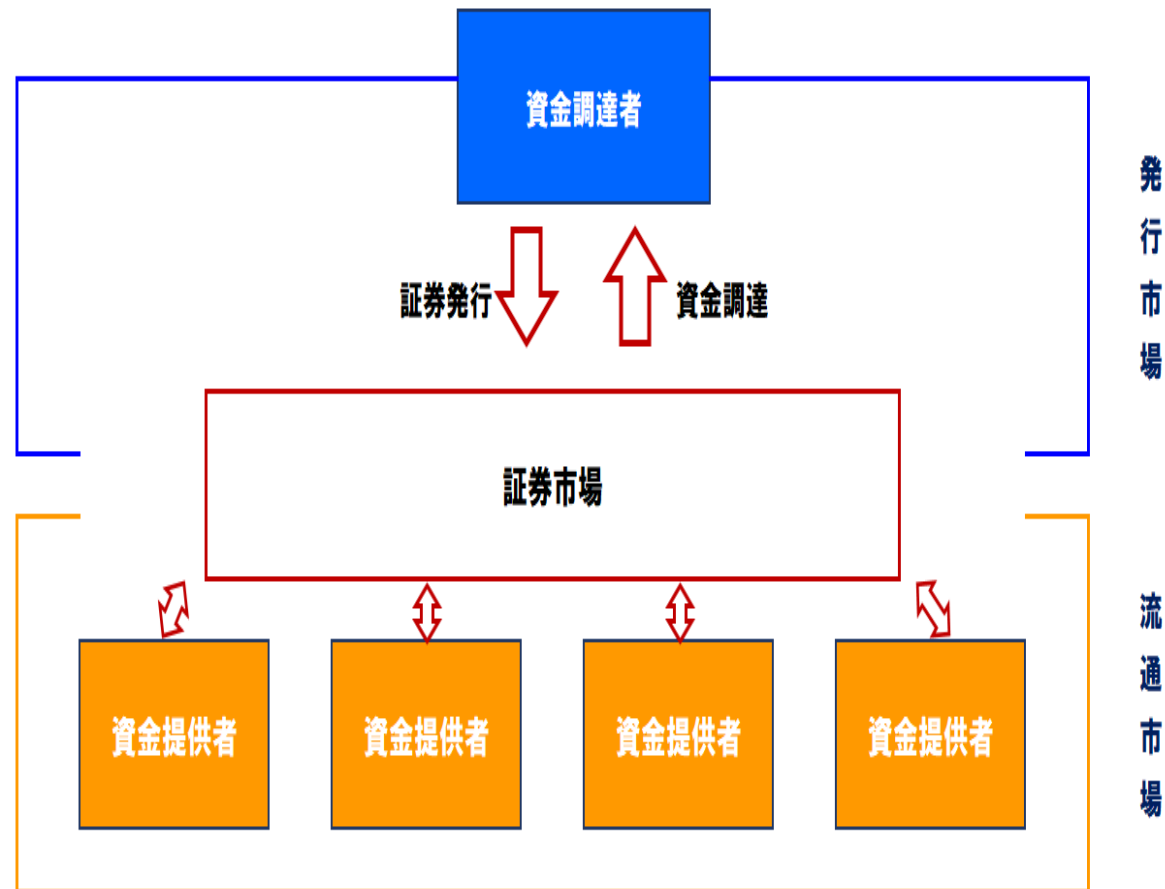
負債契約と持分契約

貸出金	負債契約 (デット)	将来支払われるお金の額が 確定している契約	相対型取引	間接金融
債券			市場型取引 (売買可能)	直接金融
株式	持分契約 (エクイティ)	将来支払われるお金の額が 事業の業績などにより 変動する契約	市場型取引 (売買可能)	直接金融

間接金融は銀行が主役



直接金融は証券市場が主役



3. 金融機関の分類

金融機関の種類 (1)

金融機関 (広義)

預金取扱金融機関(狭義)

短資会社

証券市場に関連する
金融機関

政府系金融機関

保険会社

ノンバンク

金融機関の種類（2）

預金取扱金融機関

都市銀行（3メガバンク+りそな）

信託銀行（58社）

ゆうちょ銀行

地方銀行（64行）

第二地方銀行（41行）

信用金庫（265金庫）

信用組合（153組合）

労働金庫（13金庫）

外国銀行（53行）

JAバンク（654農協、32信連、農中）

インターネット専門銀行

決済専門銀行

インストア銀行

短資会社

短資会社（3社）

政府系金融機関

住宅金融支援機構

日本政策金融公庫

地方公共団体金融機構

日本政策投資銀行

商工組合金融公庫

金融機関の種類（3）

証券市場に関連する金融機関	ノンバンク
<p>証券会社（256社） インターネット専業証券会社（5社） 投資信託委託会社（169社） 証券金融会社（2社）</p>	<p>消費者金融会社 クレジットカード会社 信販会社 事業者金融会社(商工ローン) リース会社 ベンチャーキャピタル</p>
保険会社	
<p>生命保険会社（40社） かんぽ生命 損害保険会社（51社） インターネット専業生命保険会社</p>	

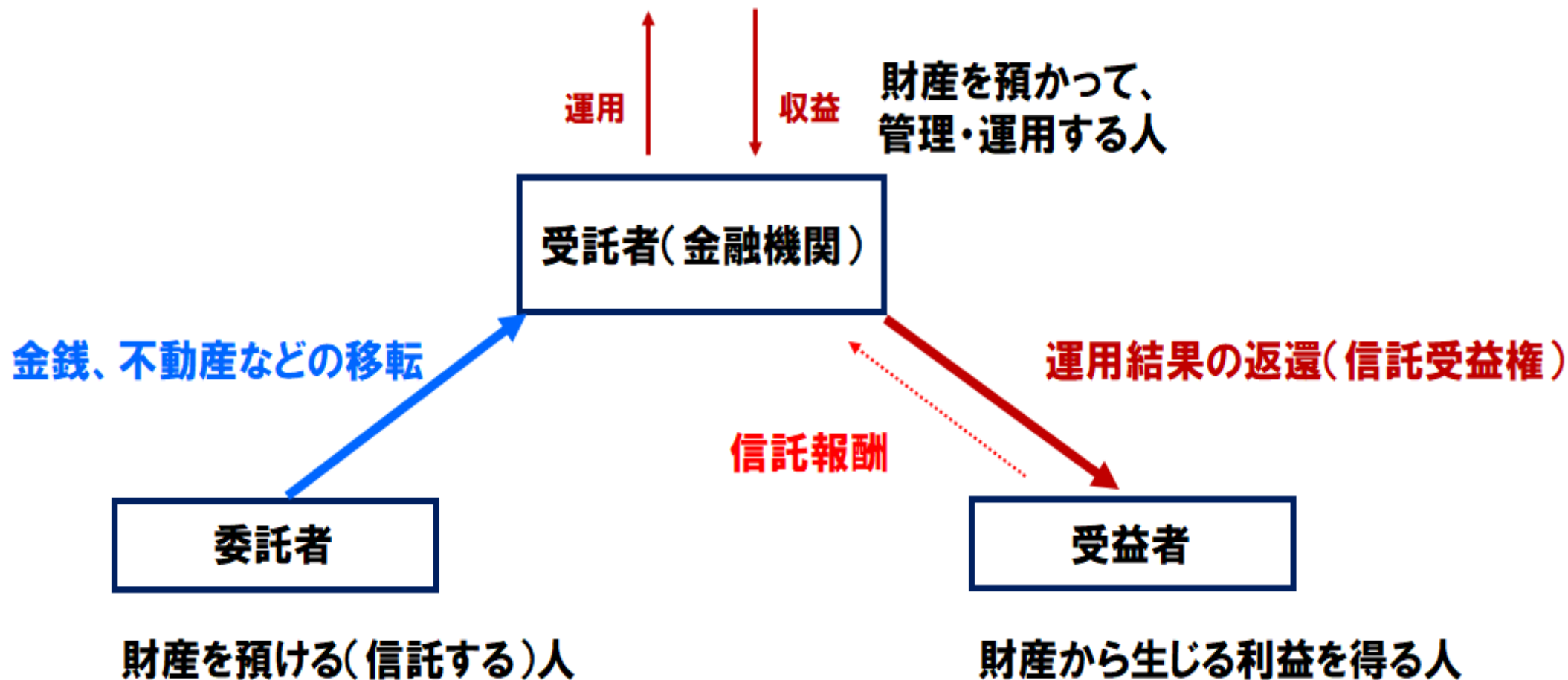
銀行の業務

預金業務	預金を受け入れる業務(普通預金、定期預金、当座預金など)。
貸出業務	貸出を実行する業務(証書貸付、当座貸越、手形貸付、手形割引など)。
為替業務	送金、振込、口座振替などと呼ばれる業務。為替とは現金の受け渡しを行わずに金融機関を介して資金決済を行う仕組み。内国為替、外国為替がある。
付随業務	債務保証、有価証券の売買、国債の引き受け・募集、 金融商品の販売

信託銀行の業務

銀行業務	預金業務、貸出業務、為替業務。
信託業務	<p>信託業務とは、財産を信託の設定により受託者に移転させて、その財産の運用管理を行うこと。信託銀行は受託者となる。</p> <p>信託には、財産管理機能、転換機能、倒産隔離機能がある。</p> <p>信託を利用する目的は、資産の運用、資産の管理、資産の承継、社会貢献などがある。</p>
併營業務	相続関連業務(遺言の保管や遺言の執行業務)、不動産売買の仲介業務、証券代行業務(企業の株主名簿の管理など)

信託のしくみ



証券会社の業務

ブローカー業務 (委託売買業務)	投資家からの株式や債券の注文を、流通市場に取り次ぐ業務。委託手数料を受け取る。
ディーラー業務 (自己売買業務)	証券会社が自分のお金と自分の判断で有価証券を売買する業務。
アンダーライター業務 (引受業務)	株式会社や国が株式や債券を新たに発行するときに、それを買い取って投資家に売る業務。売れ残った場合は証券会社が引き取る。
セリング業務 (売り出し業務)	新たに発行された証券やすでに発行された証券を一時的に預かって、投資家に売る業務。売れ残った証券を引き取る必要はない。
投資銀行業務	資金調達やM&Aなど、コンサルティングを行う付随業務。

4. 金融取引に関する注意事項

金融取引に関する基本的姿勢

1. 金融商品の契約・取引を行う前に、情報の入手先や取引の相手方が信頼できる業者であるかどうかを確認する
2. 金融商品の契約・取引を行う際には、契約内容や契約に伴う責任を確認し、理解できない契約・取引は締結しない
3. 契約・取引締結後も金融商品を巡る状況を定期的に確認する
4. インターネット取引では、情報搾取、不正アクセス、誤発注、障害など、対面取引の場合とは異なる様々な危険が伴うことを理解する
5. インターネット取引におけるトラブル予防の仕方を理解し、実行する
6. 困った時の相談窓口を知る
 - ・消費者ホットライン 188
 - ・金融庁利用者相談室 0570-016812

販売勧誘の行為規制（金融商品取引法）

適合性の原則

顧客の知識・経験・財産の状況等に照らして不適當な勧誘を行ってはいけない

禁止行為

虚偽を告げる行為 / 断定的判断の提供による勧誘行為

不紹請勧誘の禁止 / 再勧誘の禁止

損失補填の禁止

契約締結前の書面交付義務

契約締結時の書面交付義務

標識の掲示義務

広告の規制

顧客本位の業務運営

顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表

顧客の最善の利益の追求

利益相反の適切な管理

利益相反の可能性がある場合は、当該利益相反を適切に管理すべき

手数料の明確化

重要な情報の分かりやすい提供

顧客にふさわしいサービスの提供

従業員に対する適切な動機付けの枠組み等

もし、金融機関とトラブルになったら（金融ADR）

○金融ADR(Alternative Dispute Resolution)

金融機関と利用者のトラブルを、業界ごとに設立された金融ADR機関において、中立公正な専門家が和解案を提示するなどして、裁判以外の方法で解決を図る制度です。

機関名	取扱業務
全国銀行協会	銀行業務／農林中央金庫業務
信託協会	手続対象信託業務／特定兼営業務
生命保険協会	生命保険業務／外国生命保険業務
日本損害保険協会	損害保険業務／外国損害保険業務／特定損害保険業務
保険オンブズマン	損害保険業務／外国損害保険業務／特定損害保険業務／保険仲立人保険募集
日本少額短期保険協会	少額短期保険業務
証券・金融商品あっせん相談センター	特定第一種金融商品取引業務
日本貸金業協会	貸金業務

もし、金融機関が破綻したら（預金保険制度など）

対象金融機関	制度	
銀行・信託銀行・信金・信組	預金保険制度	（預金保険機構）
農協・漁協	貯金保険制度	（農水産業協同組合貯金保険機構）
生命保険会社	生命保険契約者保護制度	（生命保険契約者保護機構）
損害保険会社	損害保険契約者保護制度	（損害保険契約者保護機構）
証券会社	投資者保護	（日本投資者保護基金）

5. 債券の基礎知識

債券とは（１）

債券とは	①資金調達者(発行体)が資金調達する際に発行する有価証券 ②定期的に利金を、償還期限に償還金を受け取ることができる ③既発債は、自由に売買できる（証券会社との店頭取引が多い）
▷発行体	国、地方公共団体、公団公庫、一般事業会社、外国政府、外国機関
▷利払い方法	固定利付債、変動利付債、割引債がある
▷償還期限	1年以下(短期債)、1年超5年以下(中期債)、5年超10年以下(長期債)、10年超(超長期債)
▷新発、既発	新発債:新たに発行(募集)されるもの、既発債:すでに発行されているもの
▷募集方法	公募債:一般投資家を対象に募集、 私募債:特定の投資家を対象に募集

債券とは（２） 負債契約で、売買が可能

貸出金	負債契約 (デット)	将来支払われるお金の額が 確定している契約	相対型取引	間接金融
債券			市場型取引 (売買可能)	直接金融
株式	持分契約 (エクイティ)	将来支払われるお金の額が 事業の業績などにより 変動する契約	市場型取引 (売買可能)	直接金融

債券とは（３） 資金調達者のB/Sの負債に計上

○B/S（バランスシート、貸借対照表）は、ある時点の財政状態を表したもの

借方：お金が何になっているか 貸方：どのようにお金を調達したか



資産の部		負債の部	
現金預金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	長期借入金	×××
建物・構築物	×××	社債	×××
土地	×××	純資産の部	
		資本金	×××
		資本準備金	×××



債券の発行による調達

債券の種別と残存額（2019年3月末現在／日証協／単位：億円）

	種別	残存額（億円）	年限等
国内債	国債	9,661,379	割引国債（T-B i l l 国庫短期証券 2か月、3ヵ月、6か月、1年） 利付国債（2年、5年、10年、20年、30年、40年） 変動利付国債（15年）、物価連動国債（10年） 個人向け国債（固定利付債3年、5年、変動利付国債10年）
	地方債	611,936	公募債（5年10年、55団体）、共同発行債（10年債、36団体共同）
	政府保証債	304,050	国際協力銀行、政策金融公庫、高速道路保有機構など
	財投機関債	376,246	同上
	普通社債	621,843	
	金融債	80,386	信金中央金庫、農林中央金庫、利付金融債と割引金融債がある
	A B S	4,497	
	新株予約券付社債	2,585	
外国債	円建て外債	85,126	海外の発行体が日本国内で円建てで発行
	ユーロ円債		
	外貨建て外債		

債券の市場規模は約1,170兆円

債券の決済・保管
国債は日銀、その他の国内債は保管振替機構、
ユーロ円債はユーロクリア（ブリュッセル）
またはクリアストリーム（ルクセンブルグ）

6. 株式の基礎知識

株式とは（１）

株式とは	①出資者(株式会社に資金を出している人)の持分(所有権)を表す有価証券 ②株主には議決権、利益配分の請求権、残余財産分配の請求権がある ③上場株式は証券取引所において自由に売買でき、売買損益発生の可能性がある
▷ 所有権	所有権の割合は、発行済株式数に対する保有割合で表される
▷ 議決権	株主総会での決議に際し、議決権を行使する権利
▷ 利益配分	株主には株式会社の利益の分配を請求する権利がある（配当金など）
▷ 残余財産	株主には、株式会社の解散時に、残余財産の分配を請求する権利がある
▷ 売買損益	購入価格と売却価格の差額によって生じる損益

株式とは（２） 持分契約で、売買が可能

貸出金	負債契約 (デット)	将来支払われるお金の額が 確定している契約	相対型取引	間接金融
債券			市場型取引 (売買可能)	直接金融
株式	持分契約 (エクイティ)	将来支払われるお金の額が 事業の業績などにより 変動する契約	市場型取引 (売買可能)	直接金融

株式とは (3) 資金調達者のB/Sの純資産に計上

○B/S (バランスシート、貸借対照表) は、ある時点の財政状態を表したもの

借方：お金が何になっているか 貸方：どのようにお金を調達したか



資産の部		負債の部	
現金預金	×××	短期借入金	×××
有価証券	×××	長期借入金	×××
建物・構築物	×××	社債	×××
土地	×××	純資産の部	
		資本金	×××
		資本準備金	×××



株式の発行による調達

東証時価総額（2019年3月末／JPX／単位：億円）

市場	銘柄数	時価総額	(過去最高額)
東証1部	2,107	5,986,160	6,818,897 2018年1月
東証2部	502	75,565	247,200 1990年7月
マザーズ	262	59,553	70,040 2005年12月
JASDAQスタンダード	690	87,809	117,388 2018年1月
JASDAQグロース	37	2,830	5,098 2013年9月

上場株式市場規模は約620兆円(ピーク時700兆円)

上場株式の決済・保管は
証券保管振替機構

発行会社のディスクロージャー（1）

決算短信	四半期決算短信 決算短信	証券取引所 適時開示ルール	上場企業が決算発表時に作成提出する、共通形式の決算速報。企業側の業績予想が公表され注目される。
会社説明会資料	個人投資家向け アナリスト向け	-	IRの一環として、通常決算公表後に開催される説明会資料。個人投資家向け、アナリスト向けがある。
有価証券報告書	四半期報告書 有価証券報告書 臨時報告書	金融商品取引法	有価証券発行企業が自社の情報を開示するために作成。事業年度終了後3か月以内に財務局長に提出。公正な取引、投資家保護を目的とする。
ディスクロージャー誌	-	銀行法施行規則等	銀行等が財務内容や業務内容を開示する資料。

発行会社のディスクロージャー（２）

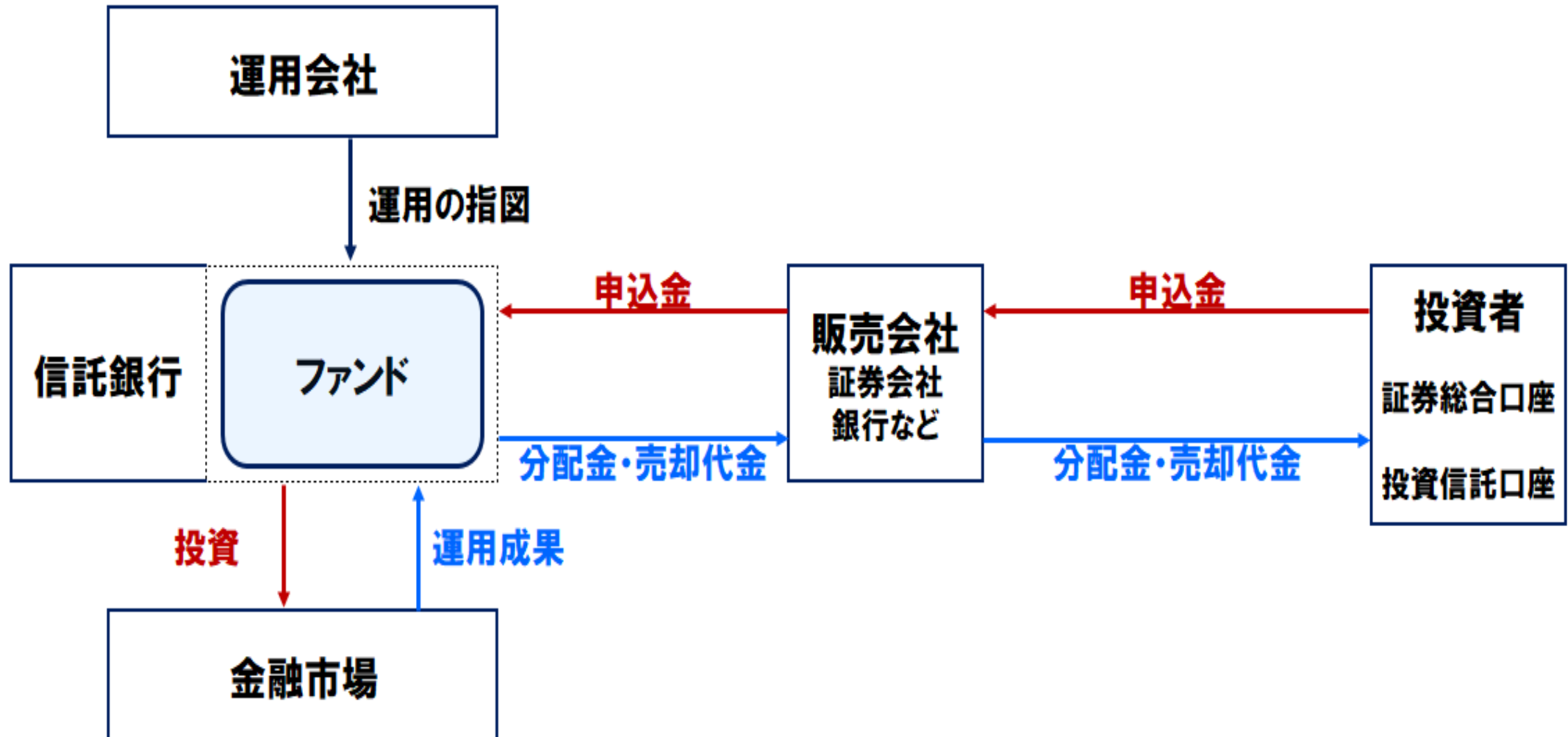
<p>有価証券届出書</p> <p>有価証券通知書</p>	-	金融商品取引法	<p>新たに有価証券を発行する際、内閣総理大臣に提出。</p> <p>既発行の有価証券の売り出し等の際。同上。</p>
目論見書	-	金融商品取引法	<p>有価証券の募集、売り出しのために、その相手方に提供する。発行者の事業その他の事項の説明を記載</p>
<p>株主総会招集通知</p> <p>株主総会決議通知</p>	-	会社法	<p>株主総会開催の周知を図り、株主権利行使のために発送される通知。総会の決議事項を報告する通知。</p>
決算公示	<p>中間決算公示</p> <p>決算公示</p>	会社法	<p>会社が、定時株主総会終結後、遅滞なく定款に定めた公示方法により公示する財務情報。</p>

7. 投資信託の基礎知識

投資信託とは

<p>投信とは</p>	<p>①投資者から集めたお金を一つの大きな資金としてまとめ、専門家が運用する商品</p> <p>②運用成果(分配金)は、それぞれの投資額に応じて分配</p> <p>③元本が保証された商品ではなく、運用成果は市場環境などにより変動する</p>
<p>▷特徴</p>	<p>少額から投資が可能</p> <p>分散投資が可能</p> <p>株式、債券、コモディティ、不動産など様々な市場への投資が可能</p> <p>一般的に自由に売買が可能</p> <p>監査法人による監査、取引価格(基準価額)の公表など透明性が高い</p>

小口資金をファンドとしてまとめて運用



様々な資産への分散投資が可能

債券	株式	通貨	コモディティ	不動産
国債 地方債 政府保証債 財投機関債 社債 外国債	国内株式 外国株式	ユーロ／ドル ポンド／ドル ドル／円	貴金属 原油、天然ガス 銅、アルミ 穀物	オフィスビル レジデンス ホテル ロジスティックス 商業施設



投資信託（公募投信／私募投信）

集団投資スキーム持分（組合契約／匿名組合契約／投資事業有限責任組合契約）

* 集団投資スキーム：他者から金銭の出資を受け、それを用いて投資事業を行い、生じる利益を分配する仕組み。商品ファンド、不動産ファンド、事業型ファンドなどがある。

純資産額（2019年3月末／投資信託協会／単位：億円）

公募／私募		種類別			
公募 (6182本) 1,228,559	株式投信	(6013本)	うちETF	(188本)	
		1,015,192		373,693	
	公社債投信	(101本)	うちMRF	(12本)	
		115,578		108,791	
	不動産投信	(62本)			
		97,154			
私募 (6373本) 937,183	株式投信	(5442本)			
		881,562			
	公社債投信	(899本)			
		36,878			
	不動産投信	(31本)			
		18,674			

適格機関投資家
または
50名未満の
投資家に販売

投資信託の純資産は217兆円

投資信託の決済・保管は証券保管振替機構

目論見書（投信を買う前に）

- 目論見書は、購入するファンドに関する情報を知るために重要なディスクロージャー資料
- 金融商品取引法では、目論見書の作成交付に関して下記が定められている
 - ・交付目論見書は、ファンドの基本的な情報が記載されており、募集販売する際に販売会社は投資家にあらかじめまたは同時に交付しなければならない
 - ・請求目論見書は、ファンドの詳細な情報が記載され、投資家から請求があった場合は直ちに交付しなければならない

<交付目論見書の記載内容>

○ファンドの名称、商品分類	-
○委託会社、受託会社の情報	-
○ファンドの目的、特色	ファンドの概要を文章による説明のほか、必要に応じて図表等を付加して説明
○投資リスク	基準価額の変動要因、ファンド及び委託会社のリスク管理体制
○運用実績	基準価額・純資産の推移、分配の推移、主要な資産の状況（組み入れ上位銘柄など） 年間収益率の推移
○手続き、手数料等	お申込みメモ（購入単位、信託期間、決算期、収益分配など） 投資家が直接的に負担する費用（購入時手数料、信託財産留保額） 投資家が間接的に負担する費用（信託報酬、その他の費用・手数料） 税金（分配時、換金時の所得税と地方税）

運用報告書（投信を保有中に）

- 運用報告書は、投資信託法に準拠した法定書類
- ファンドの決算時に投資信託委託会社が作成し、投資家に運用経過の説明やポートフォリオの内容、収益の状況、コストなどについて報告するもの
- 運用報告書は、分配金・償還金の支払いを行う販売会社を通して投資者(受益者)に交付される

<運用報告書の記載内容>

○運用実績	設定来の運用実績、当期中の基準価額の推移、基準価額の推移グラフ
○当期の運用状況、今後の運用方針	運用環境、及び運用会社の運用スタンスが示される
○費用の明細	ファンド内でどの程度のコストを負担したのかが、信託報酬や売買委託手数料などの項目別に、1口あたりに換算した数字で示されている
○組み入れ状況	有価証券明細表、信託財産の構成。なにがどのような比率で組み入れられているかが示されている
○資産、負債、元本、基準価額の状況	企業でいう貸借対照表。決算期末の資産(株式、債券、コールマネーなど)、負債(未払解約金、未払信託報酬など)、純資産総額などが示されている
○損益状況	企業でいう損益計算書で、損益状況を見ることでファンドの収益がインカムゲイン主体かキャピタルゲイン主体かを知ることができる

会社概要

<社名>

株式会社コンシリウス CONSILIUS Co., Ltd

<本社所在地>

〒951-8053 新潟市中央区川端町3丁目15番地1

TEL 025-367-3490

email welcome@consilius2017.com

website www.consilius2017.com

<代表者>

秋山 光

<資本金>

200万円

<事業の内容>

金融経済及び資産運用に係る教育事業
セミナー等の企画運営に係る業務
企業年金、個人年金に係るコンサルティング
金融機関の年金業務、証券業務に係るコンサルティング
ファイナンシャルプランニング業務
出版物、映像物の企画制作及び販売
インターネットなどによる各種情報サービス

*当社は保険や金融商品の販売・仲介は行っていません。
また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っていません。



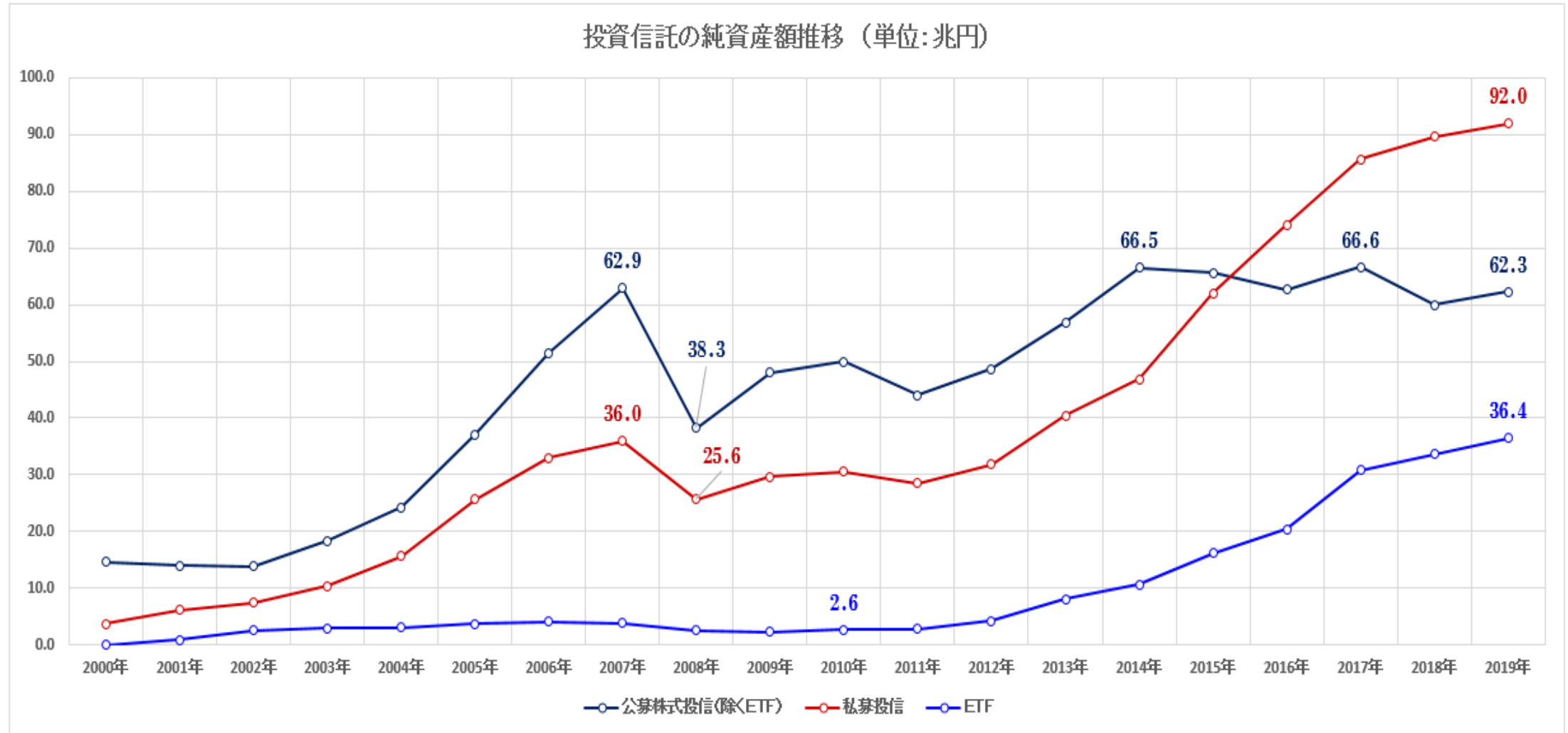
株式会社コンシリウスは
Well-being の実現を支援する
教育・情報サービス企業です。



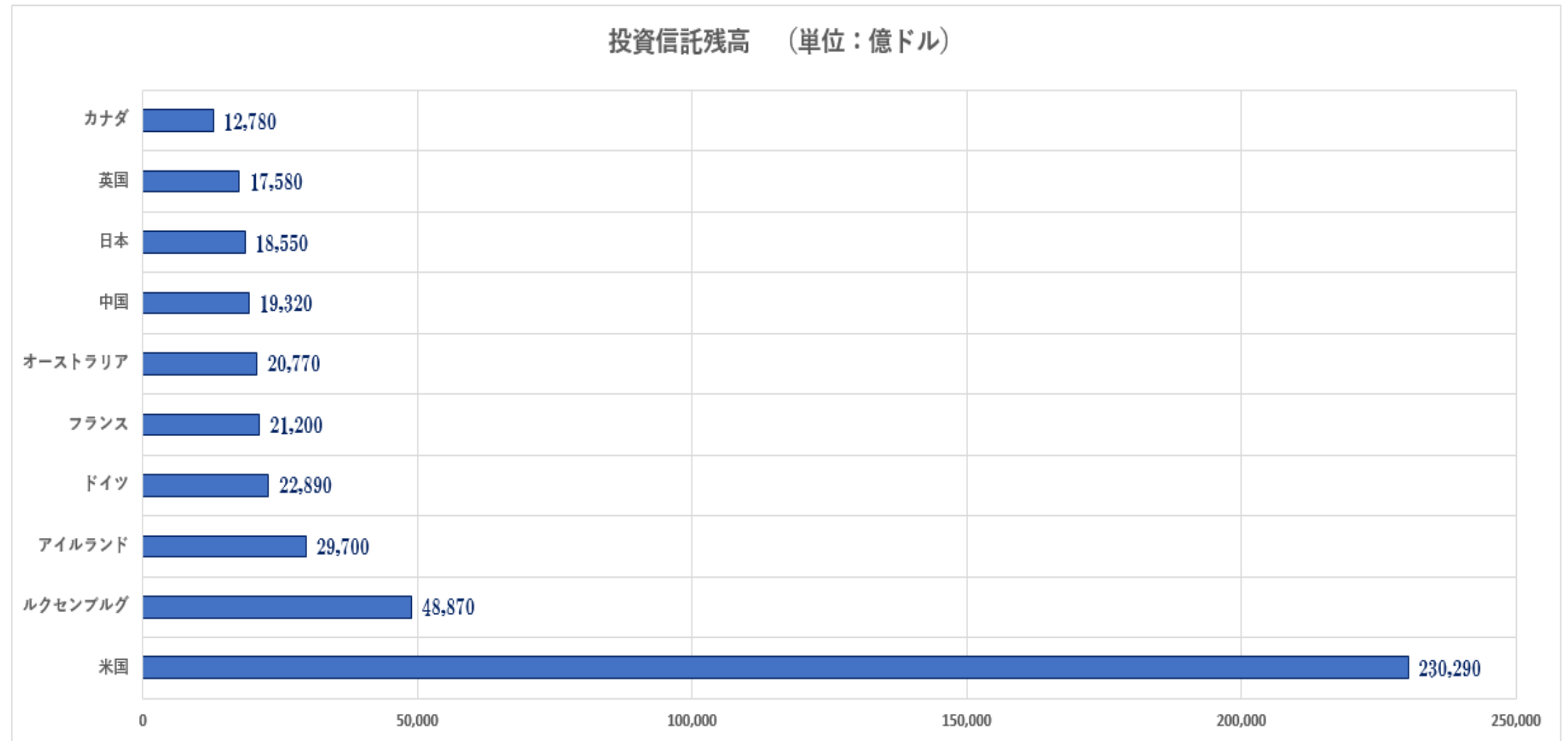
株式会社コンシリウス

補 足 資 料

投資信託の純資産額

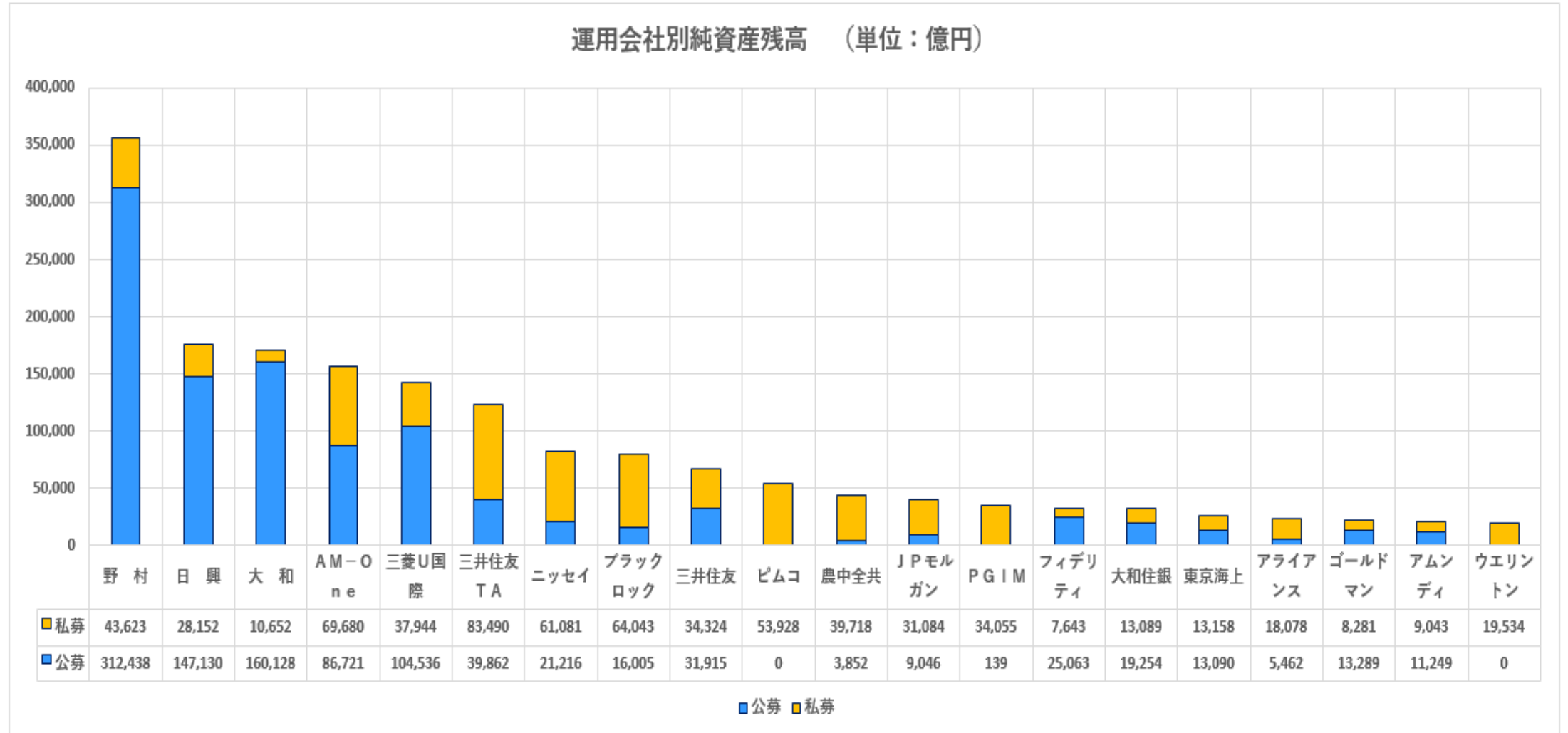


各国の投資信託残高

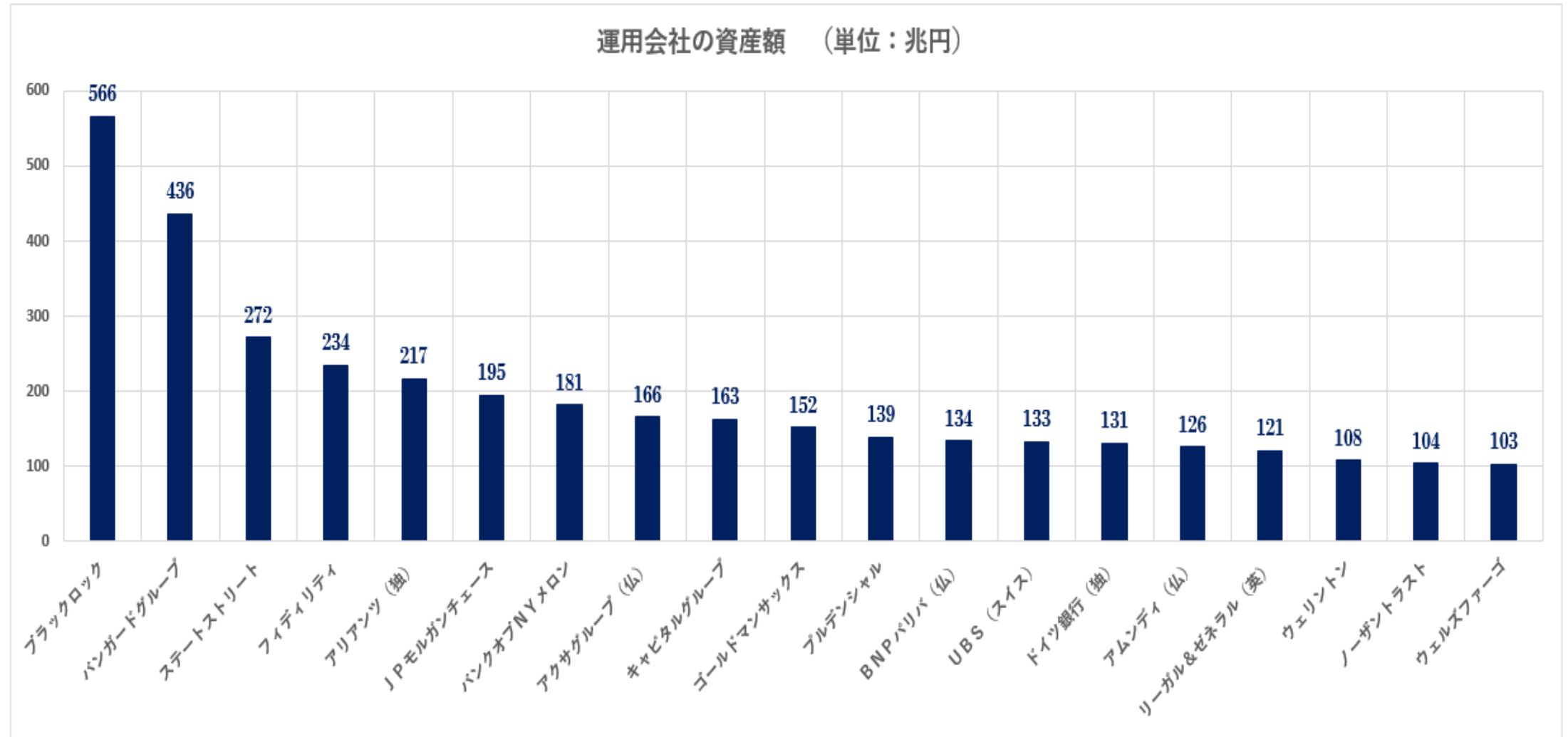


運用会社の純資産額（国内）

運用会社別純資産残高（単位：億円）



運用会社の純資産額（海外）



*原データを1ドル=110円で円換算

種類別の投資信託残高

